

港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金)

(総トン数500トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船給側・はしけ内→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品名	目	金		額
		接岸本船給側・はしけ内 ←→上屋・野積場内	接岸本船給側・はしけ内 ←→上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	528	422
		空	449	359
	40'型のもの	実入	396	317
		空	336	269
	ノックダウン自動車及び完成車		621	497
	バンパック・バッグコンテナ・プレスリング		720	576
	パレット	イ	853	682
	モーター	イ	867	694
	紙・ビニール入のもの		1,250	1,000
	麻袋入のもの		885	708
	ペーパ	イ	973	778
	雑貨	イ	742	594
	葉タバコ	イ	1,136	908
青	梅	イ	808	646
	べー	イ	995	796
機材類	果	イ	995	796
	1個当り5トン未満のもの		1,206	965
	1個当り5トン以上のもの		939	751
巻取紙 (内地産)	米	イ	835	668
	洋	イ	718	574
木材	岸壁場のもの	イ	755	604
	製材	イ	718	574
	非鉄金属類 (半製品・錠鉄・地金)	イ	748	598
鋼材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	イ	1,170	936
	鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル	イ	964	771
	生	イ	820	657
	バ	イ	1,256	1,005
	石	イ	1,295	1,036
	鉄	イ	809	648
		イ	1,761	1,409

(1トンにつき単位円)

品名	目	金		額
		接岸本船給側・はしけ内 ←→上屋・野積場内	接岸本船給側・はしけ内 ←→上屋・野積場前	
鉱石類	燐礦石・加里・鉍礦石 (粉)	748		598
	鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石	960		768
	穀類 (小麦) (撒揚 - 上屋入)	976		781
	砂糖 (撒)	749		599
	冷			1,226
	冷			1,226

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間に於ける荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日高役	日曜日・祝祭日に於ける荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天高役	雨天・雪天時に於ける荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数 に上る区分	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼夜区分						
昼 (8時30分から16時30分まで)	16,160	25,820	35,510	45,200	54,880	64,570
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	25,140	40,160	55,240	70,310	85,370	100,440

(2) 最低料金

(1口につき単位円)

1口の作業構成員数 に上る区分	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼夜区分						
昼 (8時30分から16時30分まで)	128,200	204,860	281,670	358,570	435,380	512,280
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	128,200	204,860	281,670	358,570	435,380	512,280

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

1トンにつき 1,747 円

(4) 看見作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検査立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		10	8
織維原料類		45	35
膏	果	45	35
窯製品	品	55	45
その他の貨物		80	65

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づき金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金をとします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区分	分	金額
(1) 港湾福利分	担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側 ↔ はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(ロ) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(ハ) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ニ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(イ) 揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(ロ) 積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(ロ) 揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(ハ) 積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ニ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(イ) 揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(ロ) 積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作

業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるとときに限りません。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるとときに限り
ます。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過して
からの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、
半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと
等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額が
それぞれ最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、
戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを
含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 看買作業料金

本料金は、貨物の看買作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実
費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一
時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容
トン数）の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、
容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の乗数を乗じて得た数値をもって計算トン数と
している場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増
料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 特殊貨物（特出品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨
物等）及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の
場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
(2) 委託者の要求により特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と
協議の上別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事
者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表 (総トン数500トン未満の小型船荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

本船内→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品目	金額		額
	本船内→上屋・野積場内	本船内→上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	549
		空	466
ノックダウン自動車及び完成車	40'型のもの	実入	412
		空	349
パンバック・バッグコンテナ・プレスリフト		808	646
パレット		937	749
モーターサイクル		1,108	887
袋物		1,128	902
	紙・ビニール入のもの	1,625	1,299
ペーパ	麻袋入のもの	1,151	920
雑貨		1,255	1,011
葉タバコ	イ	964	772
	ヤ	1,477	1,181
青果	麻	1,050	840
	べ	1,294	1,035
機械類	果	1,294	1,035
	1個当り5トン未満のもの	1,568	1,255
巻取紙 (内地産)	1個当り5トン以上のもの	1,220	976
		1,086	869
木材	米	934	747
	材		
	原	981	785
非鉄金属類 (半製品・鉄・地金)	北	934	747
	洋	972	777
鋼材	材	1,521	1,217
	製	1,253	1,003
生	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	1,066	854
	鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル	1,634	1,307
石	ゴ	1,683	1,347
	ル	1,053	842
鉄	材	2,289	1,832

(1トンにつき単位円)

品目	金額		額
	本船内→上屋・野積場内	本船内→上屋・野積場前	
鉱石類	採礦石・加里・鉱石 (粉)	972	777
	鉱石 (塊)・特殊鉱石	1,249	999
穀類 (小麦) (撒揚 - 上屋入)	1,269	1,015	
砂	973	778	
冷凍			1,593

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 分担金等

区分	分担金	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき	4円
(2) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき	3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数500トン未満の小型船荷役料金）は、本船内←→上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 「本船内←→上屋・野積場内」の場合
(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。
(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。
- (2) 「本船内←→上屋・野積場前」の場合
(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜荷役割増
16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。
- (2) 日曜日・祝祭日荷役割増
日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「荷買作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特出品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役に於ける長距離移送等）の場合は、基本料金のはかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。